認証付電子保証書の交付に関する利用規約

第1.1版

兵庫県信用保証協会

認証付電子保証書の交付に関する利用規約

兵庫県信用保証協会(以下「当協会」という。)は、「信用保証書等の電子交付に関する覚書」(以下「覚書」という。)第4条で定める「利用規約」を以下のとおり定めます。また、本規約の運用にあたり、別途『利用の手引き』『画面操作マニュアル』を作成するものとします。

第1条 用語の定義

本規約において別段の定めがある場合を除き、覚書において定義された用語は、本規約においても同様の意味を有するものとします。

1. 電子保証書交付サービス

当協会が業務委託している保証協会システムセンター株式会社が契約したセイコーソリューションズ株式会社の「かんたん電子契約サービス(マイページ版)」を利用し、当協会が金融機関に対して書面による保証書交付に代えて認証付電子保証書の交付を行うサービス(以下「本サービス」という。)をいいます。なお、本サービスを提供するシステム名は「COMMON 金融機関 Web 連携システム《Common relationship web system for financial institutions》(以下「本システム」という。)」となります。

2. ユーザ ID

本サービスのユーザを識別する符号をいいます。

3. パスワード

金融機関が当協会の本サービスにアクセスする際に、真正なユーザであることを確認するための符号をいいます。

4. クライアント証明書

金融機関が当協会の本サービスにアクセスする際に、真正なユーザであることを証明する電子証明書をいい、本サービス利用開始にあたっての覚書に基づいて当協会が交付します。

5. 保証書ファイル

配信サーバ上に格納される、保証書 PDF、無効通知書 PDF、テスト送信票 PDF の総称です。

PDF の名称は、「協会コード + 金融機関番号 $(4 \, \text{桁})$ + 店番号 $(3 \, \text{桁})$ + 顧客番号 + 保証番号 + 条件変更番号 + 拡張子 (.pdf) 」 で構成されます。

6. 無効通知書 PDF

既に交付され配信サーバ上に格納されている認証付電子保証書を何らかの事由で 無効とするために送信される PDF のことをいいます。

無効通知書 PDF は、送信から 60 日経過で削除されます。

7. テスト送信票 PDF

金融機関の営業店が本サービスの利用を開始するにあたり、当協会と金融機関の 疎通確認テストで送信される PDF のことをいいます。

テスト送信票 PDF は、送信から 60 日経過で削除されます。

8. 条件変更番号

条件変更の決定のたびに'001'からカウントアップされる管理番号を指します。 信用保証書については'000'となります。

9. 一括ダウンロードツール

配信サーバの保証書ファイルを一括でダウンロードするツールをいいます。

10. ダウンロード方式

(1) Web 手動ダウンロード方式

金融機関の本部、営業店ごとに、ブラウザ上で、手動で保証書ファイルをダウンロードする方式をいいます。

(2) 一括自動転送方式

一括ダウンロードツールを金融機関のシステムに組込み、本部、センターなどで全 営業店の保証書ファイルをまとめてダウンロードする方式をいいます。

11. アクセス権限

保証書ファイルに対しアクセスする権限をいいます。ユーザ ID と保証書ファイルのアクセス権限情報により、ユーザがアクセスできる保証書ファイルを制御します。

12. 金融機関組織の呼称

(1) 本部

本サービスを利用するにあたって金融機関を代表する部署をいいます。

(2) 営業店

実際に信用保証付の融資を取り扱う勘定店 (支店) のことをいいます。

13. 利用の手引き

金融機関が本サービスを利用開始するにあたり、具体的な事務手順を本利用規約に もとづき、当協会がまとめたマニュアルのことをいいます。

14. 画面操作マニュアル

本システムの基本的な画面操作に関し、当協会がまとめたマニュアルのことをいいます。

第2条 保証書ファイルの形式

1. ファイル形式

PDF

2. 署名フォーマット形式

保証書 PDF、テスト送信票 PDF ES-A (長期署名付) 無効通知書 PDF ES-T

第3条 認証付電子保証書の交付

1. 本サービスの稼働時間

原則として、当協会営業日の $8:45\sim19:00$ なお、システムメンテナンス、障害などで本サービスが利用できない場合は当協会より通知します。

- 2. 交付の対象範囲
 - (1) 営業店

金融機関から届出のあった営業店に対して交付される保証書を対象とします。

(2) 保証制度

原則として、社債保証を除く全ての保証を対象とします。

(3) 例外扱い

個別の事情等により、当協会と金融機関の間で事前に合意した保証書については、 本サービスによらず、書面により交付ができるものとします。

3. 交付の時期

当協会は保証 (条件変更) 決定処理と同時に保証書PDFを作成し、配信サーバへの送信処理を開始します。

保証 (条件変更) 決定処理から実際に配信サーバに格納が完了するまでの時間については、システム負荷・通信回線などの状態により変化します。

4. 保証書ファイルの保管

認証付電子保証書は配信サーバ上に存在しますので、金融機関における認証付電子保証書を含む保証書ファイルの保管は任意になります。

保証書ファイルを保管する場合はファイルをダウンロードし、金融機関所定の方法 で保管、管理してください。

5. 通知メール

保証書ファイルにアクセス権限を有する金融機関のユーザ ID のメールアドレス宛に、当該保証書ファイルが配信サーバ上に格納されたことを電子メールで発信することによりお知らせします。

また、本メールを保管することで、保証書ファイルのアップロードの履歴をあとから確認することができます。

第4条 本サービスの利用開始

1. 届出

(1) 所管部署

本サービスの窓口となる部署を所定の方式により届け出ます。(『利用の手引き』 参照)

(2) ユーザ情報など

本サービスの利用開始にあたり必要なユーザ情報、初期パスワード等を所定の方式 により届け出ます。(『利用の手引き』参照)

2. ユーザ ID

届出内容をもとに生成され「協会番号 $(2 \, \text{桁})$ + 金融機関番号 $(4 \, \text{桁})$ + 店番号 $(3 \, \text{桁})$ + 通番 $(2 \, \text{桁})$ 」で構成されます。金融機関ユーザは、金融機関番号+ 店番号をキーとして保証書ファイルにアクセスします。

(1) 本部

本部ユーザ ID は全営業店の保証書ファイルにアクセスできます。

本部ユーザ ID は、

「協会番号 + 金融機関番号 + 店番号 (000) +通番 (01)」となります。

希望により、本サービスの運用・監視を行う部署については追加で本部ユーザ ID を取得できます。

追加の本部ユーザ ID は、

「協会番号 + 金融機関番号 + 店番号(000) + 通番(02)」となります。

(2) 営業店

希望により、各営業店でユーザ ID を取得することができます。営業店ユーザ ID については、当該営業店の保証書ファイルにアクセスできます。原則として、1 営業店に対し1ユーザ ID とします。

営業店ユーザ ID は、

「協会番号 + 金融機関番号 + 店番号 (NNN) + 通番 (01)」となります。

複数の営業店の保証書ファイルにアクセスする必要のある部署(エリア店舗制、 母店・サテライト制等の導入時)については、原則、管理する営業店のユーザ ID を 引き渡してご利用いただきます。追加で営業店ユーザ ID の取得を希望する場合は 当協会にお問い合わせください。

3. クライアント証明書の交付

金融機関からの届出内容を確認したのち、当協会よりクライアント証明書を交付します。本サービスを利用する端末 (PC、サーバ) にインポートします。

第5条 営業店の追加、削除

営業店の追加、削除の日から概ね1ヵ月前までに所定の方式により当協会に届け出る こととします。(『利用の手引き』参照)

第6条 テスト送信確認

金融機関の営業店が本サービスの利用を開始するにあたりテスト送信を行います。 当協会は『テスト送信票』を配信サーバにアップロードできるかを確認し、金融機関は 『テスト送信票』の通知メールを受信し、ファイルの参照、ダウンロードができるかを 確認します。

第7条 金融機関が使用する機器およびソフトウェア、通信回線

1. 費用負担

本サービスを利用するための機器、インストール作業、通信回線等に関する費用は 金融機関の負担となります。

2. オペレーティングシステム・ソフトウェア

本サービスを利用するにあたっては、当協会指定のオペレーティングシステム・ソフトウェア(以下「動作環境」という。)を使用するものとします。 原則として、マイクロソフト社のサポート期限内の OS が対象となります。 OS のヴァージョンアップに伴い動作環境が追加になった場合は当協会より通知します。

3. 事前準備

金融機関で必要となるクライアント証明書、一括ダウンロードツールのインストール等の事前作業は、金融機関の責任において行うこととします。(『利用の手引き』 参照)

第8条 ユーザ ID・パスワード・クライアント証明書の運用管理

- 1. ユーザ ID・パスワード・クライアント証明書の管理
- (1) ユーザ ID およびパスワードは金融機関の責任において厳重に管理するものとし、 第三者に開示しないものとします。
- (2) 金融機関はクライアント証明書を有する端末を第三者が本サービスを不正に利用しないように、自らの責任において厳重に管理することとします。
- (3) ユーザ ID・パスワード・クライアント証明書につき盗用または不正使用その他のおそれがある場合、当協会宛、直ちに所定の方式により当該ユーザ ID の利用停止を依頼するものとします。
- (4) 以下の項目について、本システムのユーザメンテ画面から金融機関の責任において 変更が可能です。(『画面操作マニュアル』参照)
 - ・パスワード
 - ・ユーザ名称(本部、営業店名称)
 - ・通知メール要否
 - ・メールアドレス
- (5) 初期パスワードは初回利用時に更新が必要です。以後パスワードの有効期限は更新から 120 日です。期限切れの場合はパスワード変更画面に遷移しますので、旧パスワードと、新パスワードを入力しパスワードの更新をしてください。(『画面操作マニュアル』参照)
- (6) パスワードを忘れた場合は、本システムのログイン画面で「パスワード初期化」 を選択し、パスワードを初期化してください。当初のパスワードに戻りますので、 ログイン後、再度パスワードを設定してください。(『画面操作マニュアル』参照)
- (7)ユーザ ID が不要となった場合、遅滞なく所定の方式により届け出ることとします。 (『利用の手引き』参照)
- (8) クライアント証明書の有効期間は5年です。更新の際は、手続きについて協会からご案内します。

2. ユーザ ID・パスワード・クライアント証明書についての諸手続きの所管

ユーザ ID・パスワード・クライアント証明書等に関する各種手続きについては、第 19 条に定める所管部署が取り扱うこととします。 ただし、ユーザ ID・パスワード・クライアント証明書の盗用・不正使用の恐れがある場合で当該ユーザ ID の利用停止が緊急的に必要な場合に限り、金融機関営業店からの当協会所管部署への連絡を以って利用停止の手続きを実施することができます。

第9条 保証書ファイルの更新方式

配信サーバ上の保証書ファイルは上書き更新するため、保証書ファイル名称単位でユニーク (履歴でなく1ファイル) になります。なお、更新のつどタイムスタンプが付与され、最新のタイムスタンプが付与されたデータが有効になり、それ以前の保証書ファイルは無効となります。金融機関でデータの保管をする場合はご注意ください。

第10条 保証承諾・変更保証承諾後の実行中止

1. 保証承諾・変更保証承諾の実行中止依頼

金融機関は、認証付電子保証書が交付されたのち、貸付実行、変更実行を中止する (以下「保証後取消」という。) ため認証付電子保証書が不要となった場合は別途定める方法により保証協会に通知することとします。

2. 保証書の無効通知書

保証後取消の場合、当協会は交付済みの認証付電子保証書に対する無効通知書を発行し、配信サーバ上の認証付電子保証書を上書きします。

第11条 保証書の訂正

1. 保証書の訂正依頼

金融機関は、保証書の内容の訂正(以下「保証書訂正」という。)を依頼する場合は別途定める方法により保証協会に通知することとします。

2. 保証書の無効通知書

当協会で保証書訂正の手続きが開始された時点で当該保証書の無効通知書を発行し、配信サーバ上の認証付電子保証書を上書きします。

3. 訂正後の保証書の再交付

保証書訂正の手続きが完了したのち、訂正後の認証付電子保証書で、配信サーバ上の無効通知書を上書きします。

4. 電子での再交付ができない場合

条件変更履歴を重ねた過去の保証書など、訂正後に電子での交付ができない場合については当協会と金融機関で協議の上、書面での交付に切り替えます。詳しくは当協会までお問合せください。

第12条 保証書の再交付

1. 保証書の再交付依頼

金融機関は、何らかの事情により保証書の再交付を依頼する場合、別途定める方法により保証協会に通知することとします。

2. 保証書の再交付

再交付の手続きが完了したのち、配信サーバ上の認証付電子保証書を上書き更新 します。

第13条 金融機関の合併、債権譲渡

金融機関の合併、債権譲渡が発生した場合、当協会と金融機関で本サービスの継続方法を協議します。

第14条 債権の移管等

1. 債権移管の届出

店舗の統廃合、債権管理の変更、金融機関の合併などにより、保証付債権を移管する場合、当協会所定の方法で届出ることとします。

2. アクセス権限の更新

当協会は、債権移管に関わる各種手続きが済みしだい、配信サーバ上の認証付電子保証書のアクセス権限情報を、新規に管轄する金融機関のユーザ ID からアクセスできるように更新します。

第15条 代位弁済後の取扱い

代位弁済の支払い日以降、認証付電子保証書のアクセス権限情報は更新され、金融 機関から参照できなくなります。

第16条 完済後の取り扱い

保証付貸付の完済から一定日数を経過した認証付電子保証書は、配信サーバ上から削除します。

第17条 機器・回線障害時の対応

1. 障害の発生

災害、停電、セキュリティ等の事故、および、協会もしくは金融機関の機器・回線 障害等が発生し、本サービスによる保証書の交付が不可能となった場合は、当協会 と金融機関で協議の上、対策を講じるものとします。

2. 代替手段

システム復旧までの間、書面による交付に切り替えることができます。

第18条 本サービスの利用終了

金融機関の都合により本サービスの利用を終了する場合は当協会と金融機関で協議の上、対応方法を決定します。

第19条 本サービスに関する問い合わせ

申請手続き、設定作業、障害時の対応等、本サービスに関する問い合わせについては、所管部署を窓口として行うこととします。

第20条 本利用規約の変更

本利用規約の内容に変更があった場合は当協会より通知します。

以上 令和 3 年 10 月 20 日 制定